

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年10月2日 08時55分ごろ
発生場所	京浜港川崎第1区京浜運河第2区 川崎東扇島防波堤西灯台から真方位326° 1.4海里付近 （概位 北緯35° 30.0 東経139° 44.1'）
インシデントの概要	油タンカー <sup>あいこう</sup> 愛光丸は、南西進中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年10月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	油タンカー 愛光丸、480トン 142986、NX海運株式会社（船舶所有者）、増富海運株式会社（船舶借入人、A社） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力885kW、回転数毎分800、6気筒、ボア220mm、使用燃料A重油、平成29年2月機関製造、平成29年4月1日進水
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）（履歴限定） 機関長、四級（機関）（履歴限定・機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、他船への燃料補給の目的で、京浜運河第2区を南西進中、主機の潤滑油圧力低下を示す警報が作動した後、主機が停止した。 船長は、機関長が主機の起動を試みたが始動しなかったため、航行不能と判断して海上保安庁に本インシデントの発生を通報するとともにA社に連絡し、本船はA社が手配したタグボートにえい航された。 主機は、本船の機関部乗組員により、本インシデント後に点検が行われ、燃料タンクから主機に至る燃料油配管（以下「本件配管」という。）の空気抜きを行ったところ復旧した。 機関長は、本件配管中のこし器の掃除を行った際、本件配管の空気抜きが不十分であったため、燃料供給ポンプが空気を吸引して主機に燃料油が供給されなかったと本インシデント後に思った。
分析	本船は、南西進中、本件配管中のこし器の掃除を行った際、本件配管の空気抜きが不十分であったことから、燃料供給ポンプが空気を吸引して主機に燃料油の供給ができなくなって主機が停止し、運航不能

	となったものと考えられる。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、南西進中、本件配管中のこし器の掃除を行った際、本件配管の空気抜きが不十分であったため、燃料供給ポンプが空気を吸引して主機に燃料油の供給ができなくなって主機が停止し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 機関長は、燃料系統のこし器の掃除を行った際、配管の空気抜きを十分に行うこと。</li></ul>